

学 則

跡見学園女子大学学則（抄）

跡見学園女子大学大学院学則

跡見学園女子大学学則（抄）

第一章 総 則

第一節 目 的

第一条 本学は、跡見学園女子大学と称し、学校教育法の定めるところに従い、学園創立者跡見花蹊の教育精神を継承して有能なる社会人、家庭人たる女性の育成を目的とする。

2 前項に規定する目的に加え、本学に置く学部の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を第三章、第四章、第五章及び第六章の学部規則に定める。

第一条の二 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に規定する自己点検・評価を行うに当たっては、前項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

3 第一項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

4 本学は、第一項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

5 自己点検・評価及び認証評価に関し必要な事項は、別に定める。

第一条の三 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第二節 組 織

第二条 本学に、文学部、マネジメント学部、観光コミュニティ学部及び心理学部を置く。

2 本学に、大学院を置く。大学院に関する学則は、別に定める。

第三条 削除

第四条 本学に次の附属教育研究組織を置く。

- 一 全学共通科目運営センター
- 二 図書館
- 三 花蹊記念資料館
- 四 情報メディアセンター
- 五 心理教育相談所
- 六 地域交流センター

2 前項各号の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第三節 教職員組織

第五条 本学の教職員組織は、次のとおりとする。

- 一 学長（学長は教授を兼ねる。）
- 二 副学長（副学長は2名とし、教授を兼ねる。副学長のうち1名は跡見学園寄附行為第八条第一項第二号に定める理事（以下「理事たる副学長」という。）となる。）
- 三 教授、准教授、講師、助教、助手
- 四 司書、学芸員、事務職員

2 学部に学部長を置き、学部の教授をもって充てる。

第五条の二 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

4 学長、副学長及び学部長の採用のための選考に関し必要な事項は、別に定める。

第三節の二 大学評議会

第五条の三 本学に、大学評議会を置く。

- 2 大学評議会の評議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 学長
 - 二 理事たる副学長
 - 三 学部長
 - 四 研究科長
 - 五 附属教育研究組織の長のうち本学が定める者
 - 六 学部から選出される教授
 - 七 大学評議会の議に基づいて学長が指名する専任教員
- 3 大学評議会は、学長が教育研究に関する方針その他重要な事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べる。
- 4 前項に規定する審議事項は、別に定める。
- 5 大学評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 6 大学評議会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第四節 教授会

第六条 学部、に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部、に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるものの他、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長などの求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 前項に規定する審議事項は、別に定める。
- 6 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。
- 7 教授会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第四節の二 削除

第六条の二 削除

第四節の三 称号

第六条の三 本学に名誉教授の称号を置く。

- 2 名誉教授の称号の授与については、別に定める。

第五節 学年、学期及び休業日

第七条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 学年を次の2期に分ける。
 - 一 春学期 4月1日から9月30日まで
 - 二 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 3 休業日は、次のとおりとする。
 - 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 学園創立記念日 1月8日

四 年度毎に定める春季・夏季及び冬季休業日

ただし、この規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、臨時に休業日を定め、又は変更することができる。

- 4 第2項第二号にかかわらず、秋学期の始期は、第十九条の趣旨に照らし必要がある場合に限り、授業日を規定する学事暦において定めることができる。
- 5 本条の規定に基づく年度毎の学事暦は、大学評議会の議を経て学長がこれを定める。

第二章 学部通則

第一節 修業年限及び在学年限

第八条～第十四条（省略）

第三節 教育課程及び履修方法

第十五条 授業科目を前期課程科目と後期課程科目に分けて、それぞれにおいて全学共通科目と学部専門科目を開設する。

- 2 全学共通科目は、外国語科目、情報処理科目、導入科目、教養科目、共通専門科目、社会人形成科目、総合科目及び体育実技科目に分ける。
- 3 第一項のほか、教職に関する科目、図書館に関する科目、司書教諭に関する科目及び博物館に関する科目を文学部に、社会調査士に関する科目を観光コミュニティ学部開設する。
- 4 第一項のほか、外国人留学生に関する科目を開設する。

第十六条～第三十二条（省略）

第六節 賞 罰

第三十三条 学業優秀、学生生活の模範となると認められた者は、これを表彰することがある。

第三十四条 性行不良、学業怠慢、その他学生の本分に反すると認められた者は、退学、停学又は訓告に処する。ただし、退学は次の各号のいずれか一又はそれ以上にわたる者についてのみ行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく出席の常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

2 前項の、学生に対する退学、停学及び訓告の処分について、学長はその手続きを別に定める。

3 本条に定める停学期間は、第八条の在学期間に算入する。ただし、三ヶ月以上の停学期間は、修業年限に含めない。

第七節 厚生施設

第三十五条 学生の心身の健康維持と向上のための保健センターを置く。

- 2 保健センターには、保健師又は看護師を置き、校医及びカウンセラーを委嘱する。
- 3 保健センターに関し必要な事項は、別に定める。

第八節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託学生及び外国人留学生

第三十六条～第七十条（省略）

附 則（省略）

別 表（省略）

跡見学園女子大学大学院学則

平成17年4月1日施行

第一章 総 則

第一節 目 的

第一条 跡見学園女子大学学則第二条第2項の規定に基づき、跡見学園女子大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

第二条 本大学院は、学校教育法その他の法令の定めるところに従い、学園創立者跡見花蹊の教育精神を継承して、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 前項に規定する目的に加え、本大学院に置く研究科の人材養成に関する目的等を第三章及び第四章の研究科規則に定める。

第三条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、前項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

3 第1項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

4 本大学院は、第1項の措置に加え、本大学院の教育研究等の総合的な状況について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

5 自己点検・評価及び認証評価に関し必要な事項は、別に定める。

第四条 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第五条 本大学院に修士課程を置く。

2 本大学院の修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第二節 組 織

第六条 本大学院に、人文科学研究科及びマネジメント研究科を置く。

第三節 教 員 組 織

第七条 大学院の教員は、跡見学園女子大学の教授及び准教授のうちから、大学院の教員としての資格基準を満たした者をもって組織する。

2 大学院の教員の資格基準に関し必要な事項は、別に定める

第四節 管理運営組織

第八条 学長は、本大学院に関する校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第九条 本大学院の運営に関する重要事項は、大学評議会において審議する。

第十条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

3 研究科長は、研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。

第十一条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科の授業又は研究指導を担当する本大学院の専任教員をもって組織する。

3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、課程の修了

- 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるものの他、教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要であると定めるもの
 - 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長などの求めに応じ、意見を述べるができる。
 - 5 前項に規定する審議事項は、別に定める。
 - 6 研究科委員会に議長を置き、研究科長をもって充てる。
 - 7 研究科委員会の組織に関し必要な事項は、別に定める。
- 第十二条** 本大学院の事務を処理するために事務組織を設ける。

第五節 学年、学期及び休業日

第十三条 本大学院の学年、学期及び休業日については、跡見学園女子大学学則第七条の規定を準用する。

第二章 大学院通則

第一節 修業年限及び在学年限

第十四条 本大学院の修士課程の修業年限は、二年とする。ただし、四年を超えて在学することはできない。

第二節 入 学

第十五条 本大学院の入学の時期は、学年の始めとする。

第十六条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第一百四条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳に達したもの

第十七条 本大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

第十八条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第十九条 前条の選考の結果に基づき合格の判定を受けた者は、所定の期日までに在学誓書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第三節 教育課程及び履修方法

第二十条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

第二十一条 各授業科目の単位数は、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間の授業をもって一単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間の授業をもって一単位とする。

第二十二條 授業科目は、十五週又は三十週の授業が終結したとき、その成績を評価するために試験又は小論文を課す。評価は百点を満点とし、六十点をもって合格とし、単位を与える。ただし、授業時数の三分の二以上出席しなければならない。

- 2 前項でいう週数の規定は、前条の趣旨のもとで、これを変更することができる。

第二十三條 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が研究科の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、十単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第二十四條 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条により本大学院において修得したものとみなす単位数とあわせて十単位を超えないものとする。

第四節 休学、留学、退学、除籍及び再入学

第二十五條 疾病、海外における修学、その他学長が認める特別の事由により三ヶ月以上修学をしない者で、かつ休学を希望する者は、保証人連署の上、所定の期日までに学長に願い出て、一学期を単位として、休学することができる。

- 2 健康診断の結果に基づき疾病の療養にかかる期間が三ヶ月以上に及ぶと校医が判断した者については、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、一年を超えることができない。なお、休学期間は、修士課程の場合、通算して二年を超えることができない。
- 4 休学事由が止んだときは、休学解除願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 5 休学期間は、第十四条の在学期間には算入しない。

第二十六條 外国の大学に留学しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第十四条の在学期間に含めることができる。
- 3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

第二十七條 退学しようとする者は、所定の退学届を提出し、学長の許可を得なければならない。

第二十八條 次の各号の一に該当する者は、大学評議会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 授業料の納入を怠り、督促しても納入しない者
- 二 第十四条に定める在学期間を超えた者

第二十九條 再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年次に入学を許可することがある。

- 2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第五節 課程の修了要件等

第三十條 本大学院の修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修了年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修了年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 前項に定める修士課程の修了に要する三十単位のうちには、学生の所属する専攻の授業科目の単位を二十単位以上含めなければならない。

第三十一條 本大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院の修士課程を修了した者に対し修士の学位を授与するものとする。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第六節 賞 罰

第三十二条 賞罰については、跡見学園女子大学学則第三十三条及び第三十四条の規定を準用する。

第七節 修学支援・厚生施設

第三十三条 厚生施設については、跡見学園女子大学学則第三十五条の規定を準用する。

第八節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託学生及び外国人留学生

第三十四条 第十六条に定める資格を有する本大学院の学生以外の者で、本大学院の一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとするものは、正規の学生の学修に支障のない場合に限り、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第三十五条 他の大学院の学生で、当該他の大学院との協議に基づき本大学院の授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

2 前項の規定は、外国の大学院の学生で、当該外国の大学院との相互交流に基づき本大学院の授業科目を履修し単位を修得しようとする者に対して準用する。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

第三十六条 本大学院に研究生制度を設ける。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第三十七条 他の機関又は団体等から学生の委託を受けることがある。

2 委託学生に関し必要な事項は、別に定める。

第三十八条 外国人で第十六条に定める資格を有する者を、外国人留学生として受け入れることがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第九節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

第三十九条 本大学院の入学検定料、入学金及び授業料の金額は、次のとおりとする。

入学検定料 30,000円

入 学 金 200,000円

授 業 料 (年額) 535,800円

なお、授業料に関しては、二年度からは学年ごとに二万円増の漸増方式を適用する。ただし、修業年限を超えた場合はこれを適用しない。

2 跡見学園女子大学を卒業した入学者は、入学金の半額を免除する。

3 再入学者は入学金を免除する。

4 施設設備費、実習費その他教育上必要な費用は、別に徴収する。

第四十条 授業料の納入期は次のとおりとする。

春 学 期 267,900円 納期 四月中

秋 学 期 267,900円 納期 十月中

第四十一条 休学期間中の授業料及び施設設備費は免除とし、在籍料として1学期あたり5,000円を徴収する。

第四十二条 学期の途中で退学する者の授業料は、当該期分の額を徴収する。

2 学期の途中で退学する者の施設設備費の徴収は前項の規定を準用する。

3 停学期間中の授業料は徴収する。

第四十三条 学年の途中で修了する者の授業料は、修了する見込みの期末までの額を徴収する。

2 学年の途中で修了する者の施設設備費の徴収は前項の規定を準用する。

第四十三条の二 再入学の選考料は次のとおりとする。

選考料 5,000円

- 第四十四条** 科目等履修生の登録料及び履修料は次のとおりとする。
- 科目等履修登録料（一学期あたり） 7,500円
 科目等履修料（一単位あたり） 10,000円
- 2 本学卒業生および本大学院修了者は、科目等履修料の半額を免除する。
- 第四十五条** 研究生の選考料及び登録料は次のとおりとする。
- 選考料 5,000円
 研究生登録料（年額） 15,000円

第三章 人文科学研究科規則

第四十六条 人文科学研究科に修士課程を置く。

第四十七条 人文科学研究科に次の専攻を置く。

- 一 日本文化専攻
- 二 臨床心理学専攻

第四十八条 専攻ごとの教育研究上の目的を次のように定める。

- 一 日本文化専攻においては、社会の諸分野において日本文化の進展に貢献できる高度な知識と教養を具えた研究者を養成するとともに、日本文化に関わる諸分野において指導的な役割を果たし、外国との文化交流に携わりうる高度な専門的知識人を養成する。
- 二 臨床心理学専攻においては、臨床心理学とその関連分野において実践的な教育と研究を通じ、高度な専門知識を修得させるとともに、職業人として自律した心理臨床家を養成する。

第四十九条 人文科学研究科の入学定員及び収容定員は、次表の通りとする。

研究科	専攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
人文科学研究科	日本文化専攻	8	16
	臨床心理学専攻	12	24

第五十条 人文科学研究科が開設する授業科目は、日本文化専攻については別表第一、臨床心理学専攻については別表第二の通りとする。

第五十一条 第十四条の規定にかかわらず、人文科学研究科の各専攻において、主として実務の経験を有する者に対して修士課程の教育を行う場合には、研究科委員会が教育研究上の必要があると認めるときは、修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第四章 マネジメント研究科規則

第五十二条 マネジメント研究科に修士課程を置く。

第五十三条 マネジメント研究科に次の専攻を置く。

- 一 マネジメント専攻

第五十四条 専攻ごとの教育研究上の目的を次のように定める。

- 一 マネジメント専攻においては、実践的で総合的なマネジメント・マインドを十分に具え、多様な職業領域で指導的役割を果たし、そこで高度なマネジメント能力を実際に発揮することのできる人材を養成する。

第五十五条 マネジメント研究科の入学定員及び収容定員は、次表の通りとする。

研究科	専攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
マネジメント研究科	マネジメント専攻	10	20

第五十六条 マネジメント研究科が開設する授業科目は、マネジメント専攻については別表第三の通りとする。

第五十七条 第十四条の規定にかかわらず、マネジメント研究科マネジメント専攻において、主として実務の経験を有する者に対して修士課程の教育を行う場合には、研究科委員会が教育研究上の必要があると認めるときは、修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第五章 雑 則

第五十八条 学長は、学則の改正について大学評議会の議を経て、理事長に提案する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日改正実施する。ただし、平成17年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日改正実施する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日改正実施する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日改正実施する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日改正実施する。ただし、平成21年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日改正実施する。ただし、平成26年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、第十一条及び第三十二条の規定は、平成27年度在學生に適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日改正実施する。ただし、平成28年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日改正実施する。ただし、平成29年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

附 則

本学則は、平成31年4月1日改正実施する。ただし、平成30年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、第二十二条第2項及び第四十一条の規定は、平成31年度在學生から適用する。

3 前々項にかかわらず、別表2は平成30年度入學生から適用し、既に學生が履修した授業科目については、この改正に基づき授業科目名を変更する。

附 則

本学則は、令和4年4月1日改正実施する。ただし、令和3年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

別表第一 人文科学研究科 日本文化専攻

授 業 科 目	単位数	必 修	選 択
日本思想通論	2	○	
日本芸術通論	2	○	
民俗学通論	2	○	
日本社会史通論	2	○	
日本文学通論	2	○	
日本文化演習	4	○	
日本思想特論	2		○
日本思想史特論	2		○
東洋思想特論	2		○
日本芸術特論	2		○
日本美術史特論	2		○
日本芸能特論	2		○
民俗学特論	2		○
女性史特論	2		○
日本社会史特論	2		○
文化人類学特論	2		○
日本文学特論	2		○
日本文学史特論	2		○
比較文化特論	2		○

備考

- 一 日本文化演習は、2年間にわたり履修し、8単位以上修得しなければならない。

別表第二 人文科学研究科 臨床心理学専攻

授 業 科 目	単位数	必 修	選 択
臨床心理学特論	4	○	
臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2	○	
臨床心理面接特論Ⅱ	2	○	
臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	○	
臨床心理査定演習Ⅱ	2	○	
臨床心理基礎実習	2	○	
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A）	2	○	
臨床心理実習Ⅱ	2	○	
心理実践実習B	2	○	
臨床心理学演習	4	○	
心理統計法特論	2		○
臨床心理学研究法特論	2		○
発達心理学特論	2		○
学習心理学特論	2		○
家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2		○
犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2		○
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2		○
老年心理学特論	2		○
障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2		○
心理療法特論	2		○
グループ・アプローチ特論	2		○
教育分野に関する理論と支援の展開	2		○
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2		○
心の健康教育に関する理論と実践	2		○
心理実践実習B基礎	1		○

別表第三 マネジメント研究科 マネジメント専攻

授 業 科 目		単位数	必 修	選 択
通論科目	マネジメント通論	2	○	
	リスクマネジメント通論	2	○	
特論科目	人材マネジメント	2		○
	サステイナブルマネジメント	2		○
	経済予測論	2		○
	キャリアマネジメント	2		○
	グローバルマネジメント	2		○
	マーケティング論	2		○
	財務マネジメント	2		○
	戦略経営論	2		○
	観光経営論	2		○
	企業ファイナンス	2		○
	起業論	2		○
	ベンチャーマネジメント	2		○
	ソーシャルビジネス	2		○
	保健福祉論	2		○
	都市環境論	2		○
	文化マネジメント	2		○
ファッションマネジメント	2		○	
演習科目	マネジメント演習ⅠA	2	○	
	マネジメント演習ⅠB	2	○	
	マネジメント演習ⅡA	2	○	
	マネジメント演習ⅡB	2	○	

備考

一 通論科目 4単位、特論科目18単位以上、演習科目 8単位修得しなければならない。